

身体拘束適正化のための指針

1. 目的

本指針は、利用者（患者・入所者等）の尊厳と基本的人権を尊重し、身体拘束および行動制限の適正化を図ることを目的とする。身体拘束は、心身に重大な悪影響を及ぼす可能性があることから、原則としてこれを行わず、やむを得ず実施する場合においても最小限とする。

2. 身体拘束に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の自由を制限し、尊厳を損なう行為であるため、原則禁止とする。

職員は、利用者一人ひとりの状態を理解し、身体拘束に依存しないケアの実現に努める。

3. 身体拘束の定義

本指針における身体拘束とは、利用者の意思に反して、身体の一部または全部の自由を制限する行為をいう。

例として以下を含むが、これに限られない。

- ・ ベッドや車椅子に身体を縛る行為
- ・ ミトン型手袋等により手指の動きを制限する行為
- ・ 行動を制限するために居室や空間を施錠する行為
- ・ 薬物等により行動を抑制する行為（不適切な使用）

4. 身体拘束を行わないための取り組み

身体拘束を回避するため、以下の取り組みを行う。

- ・ 利用者の心身状態、生活歴、環境要因の把握
- ・ ケア方法や環境の工夫（見守り、配置、福祉用具の活用等）
- ・ 職員間での情報共有と多職種による検討
- ・ 利用者および家族との十分な説明と話し合い

5. やむを得ず身体拘束を行う場合の要件

次のすべてを満たす場合に限り、例外的に身体拘束を行うことができる。

1. 切迫性：利用者本人または他者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2. 非代替性：身体拘束以外に代替する方法がないこと
3. 一時性：身体拘束が一時的であり、最小限の時間にとどまること

6. 身体拘束実施時の手続き

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下を遵守する。

- ・ 実施前に多職種で検討し、組織として判断する
- ・ 利用者本人および家族等に十分な説明を行い、理解を得る
- ・ 実施状況、理由、時間、解除の検討経過等を記録する
- ・ 常に解除に向けた検討を行い、状態変化を継続的に評価する

7. 身体拘束の解除と再発防止

身体拘束は可能な限り速やかに解除する。

解除後は、再発防止のためにケア内容や環境、支援体制を見直し、職員間で共有する。

8. 身体拘束適正化に向けた組織的体制

身体拘束の適正化を推進するため、以下の体制を整える。

- ・ 身体拘束適正化に関する責任者の設置
- ・ 定期的な検討会や委員会の開催
- ・ 職員に対する研修の実施（採用時・定期研修）

9. 職員研修

全職員を対象に、身体拘束の弊害、代替ケアの方法、倫理的視点に関する研修を定期的に実施し、身体拘束を行わないケアの意識向上を図る。

10. 指針の見直し

本指針は、法令や社会情勢、施設運営の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附則

令和8年1月5日に改定